

台風接近時の学校の対応について（ガイドライン）

1 授業の変更等の判断基準となる警報（発令場所は長崎市）

暴風警報 大雨警報 洪水警報（いずれも台風接近に伴う場合）

2 具体的な登下校の対応

（1）前日

台風の勢力・予想進路等より前もって危険が予想される場合は、前日に休業を決定し（市教委判断）、文書にてお知らせします。

（2）登校前に発令

- ① 6：30に解除されていない場合 → 自宅待機
- ② 11：00までに解除される → 14：00までに登校
- ③ 11：00に解除されていない → 午後も自宅待機

（3）登校後に、危険と判断される状況となった場合

- ① 午後から警報発令が予想される → 給食終了後下校
- ② 授業中に警報が発令される → 授業を切り上げ下校

※ 安全確保ができない場合は、学校待機

（安全確認後下校、もしくは、保護者への引き渡し）

3 長崎市が「三和地区」に「緊急安全確保」「避難指示」を発表

（台風接近時の「警報」と同様の対応）

- ① 登校前に発表 → 自宅待機
- ② 登校後に発表 → 授業を切り上げ下校

※ 安全確保ができない場合は、学校待機

（安全確認後下校、もしくは、保護者への引き渡し）

※ いずれの場合も、通学路等の安全が確保できないと保護者の判断で登校を控えさせる場合は、必ず学校へご連絡下さい。

なお、水害の恐れがある場合の学校の対応については、別に定めます。